

Title	戦後石炭産業における構造調整政策と企業再編：植村構想と第4次石炭政策
Sub Title	The re-organization of the Japanese coal mining companies under the 4th coal policy : industrial policy and structural adjustment
Author	牛島, 利明(Ushijima, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2008
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.50, No.6 (2008. 2) ,p.71- 87
JaLC DOI	
Abstract	本稿の目的は、戦後日本における第4次石炭政策を対象として、産業に対する構造調整政策と企業行動の関係を明らかにすることにある。第4次石炭政策に対する評価は、40年余りにわたる日本の石炭政策の中で、縮小均衡に向かったの調整に方向転換した画期をなす政策であるという点でほぼ一致している。しかし、同政策の形成過程において重要な役割を果たした植村構想を中心とする石炭産業の「体制」をめぐる議論と実際の政策がその後の企業行動にどのような影響を与えたのか、という点については、これまではほとんど注目されてこなかった。そこで本稿では、1970年代初頭に活発化した大手石炭企業の石炭部門の分離と石炭政策との関係に着目し、第一に、経理規制と特別損失補償制度が相互に補完的な機能を果たすことによって企業再編が活発化したこと、第二に、より一般的な含意として、政策がもたらす結果は、政策があらかじめ想定した目的にとどまらず、それぞれの立場から政策に対して可能な限り合理的に対応しようとする利害関係主体の相互作用によって決定されることを示した。
Notes	商学部創立50周年記念 = Commemorating the fiftieth anniversary of the faculty 50周年記念論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20080200-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後石炭産業における構造調整政策と企業再編

——植村構想と第4次石炭政策——

牛 島 利 明

<要 約>

本稿の目的は、戦後日本における第4次石炭政策を対象として、産業に対する構造調整政策と企業行動の関係を明らかにすることにある。第4次石炭政策に対する評価は、40年余りにわたる日本の石炭政策の中で、縮小均衡に向かったの調整に方向転換した画期をなす政策であるという点でほぼ一致している。しかし、同政策の形成過程において重要な役割を果たした植村構想を中心とする石炭産業の「体制」をめぐる議論と実際の政策がその後の企業行動にどのような影響を与えたのか、という点については、これまではほとんど注目されてこなかった。そこで本稿では、1970年代初頭に活発化した大手石炭企業の石炭部門の分離と石炭政策との関係に着目し、第一に、経理規制と特別損失補償制度が相互に補完的な機能を果たすことによって企業再編が活発化したこと、第二に、より一般的な含意として、政策がもたらす結果は、政策があらかじめ想定した目的にとどまらず、それぞれの立場から政策に対して可能な限り合理的に対応しようとする利害関係主体の相互作用によって決定されることを示した。

<キーワード>

戦後日本、石炭、産業政策、構造調整政策、衰退産業、植村甲午郎

1. 本稿の課題

高度成長期は経済活動全般にわたる成長がもたらされた時代であった。しかし、その成長はすべての分野で均等であったわけではなく、停滞や衰退を余儀なくされた産業もあった。高度成長期に競争力を失い、衰退への道をたどった産業の代表例は石炭産業であろう。

戦前・戦時期まで、石炭産業は1次エネルギー供給産業として経済全体の中できわめて重要な位置を占めていた。また、戦後復興期においても、石炭産業は鉄鋼業と並んで経済復興に不可欠な産業とみなされ、政府の統制のもとで物資や資金の優先的な配分を受けたことはよく知られている。しかし、1950年代に入ると国内石炭産業の高コスト体質が他産業の成長を制約していることが問題となった。また、50年代中頃からは低価格の輸入石油が豊富に供給されるようになったため、石炭から石油へのエネルギー転換が進むことになる。高度成長期を通じて安価で豊富な石

油が供給され、エネルギー価格が低く維持されたことは、国内産業、とくに重化学工業の発展に大きく寄与したといえる。しかし、他方でエネルギー革命の進展とともに石炭産業は深刻な不況に陥ることになった。

政府は1955年に石炭鉱業合理化臨時措置法を制定し、また1963年度から第1次石炭政策を実施して、生産、流通、財務、地域振興などにかかわる構造調整政策を行った。当初の政策は、低エネルギー炭を閉山して高エネルギー炭を育成し（スクラップ・アンド・ビルド政策）、合理化を進めながら石炭産業を維持することに主眼があった。しかし、1969年度から実施された第4次石炭政策以降は石炭産業のゆるやかな撤退を目指す方向へと方針転換し、石炭産業の規模は大幅に縮小することになる。

1970年代には石油危機の発生によって、エネルギー保障の観点から一時的に石炭産業の見直しが行われるものの、「ポスト第8次」まで継続した石炭政策は、急激な産業の縮小によって発生する大量の失業や地域社会への深刻な影響を緩和し、社会的摩擦を軽減しつつ石炭産業を終焉させるために多額の補助金と政策融資を投入することになったのである。¹⁾

本稿の目的は、政府が実施した石炭政策のうち、とくに第4次石炭政策（1969～72年度）が策定・実施された時期を中心として、石炭産業に対する調整政策が企業経営に与えた影響、企業経営の政策への反応を明らかにすることにある。40年余りにわたる石炭政策の歴史のなかで、とくに第4次石炭政策に注目する理由は、この政策が上述のような方針転換の画期をなすということのみならず、政策決定の過程で、政府、業界、労働組合、政界などの多様な主体を巻き込んだ「全国一社論」や「国有化論」をはじめとする石炭産業の「体制」をめぐる多様な議論が展開されたという点にある。

第4次政策についてのこれまでの評価は、「なだらか」閉山の名による「漸次的撤退」路線に沿って縮小均衡に向かった調整に方向転換したという点ではほぼ一致している。しかし、石炭鉱業の再編成議論はみるべき成果がなくやむやみに終わったとされ（丁 [2006]）、当時大議論を巻き起こした石炭産業の「体制」問題についての議論がその後の政策策定や企業行動に与えた影響についてはほとんど省みられることはない。

後に見るように、再編議論を巻き起こすきっかけとなった植村構想の中核的なアイデアは、石炭企業から石炭生産部門を分離し、これを統括する管理機構を設立するというものであった。しかし、政府、業界それぞれの利害が錯綜したため、結果的に第4次政策において植村構想の中核部分は採用されず、各種助成と政策融資の拡充、そして「企業ぐるみ閉山」（会社解散を前提とする閉山方式）に対する助成の新設という財政支援策の強化に終わった。その意味では、たしかに企業体制の再編をめぐる議論は不毛であったといえるかもしれない。しかし、第4次政策が実施された1969年度以降、企業ぐるみ閉山だけではなく大手石炭企業の石炭生産部門の分離が進行し、石炭産業における企業体制の変革が活発化することになる。管理機構の創設は実現しなかったものの、第4次政策を契機として、植村が構想した石炭部門の分離は現実のものとなったので

1) 各次の石炭政策については、石炭政策史編纂委員会 [2002]、および矢田 [1975]、矢田 [1995] を参照。

2) ある。本稿の目的は、石炭企業再編成の契機となった第4次石炭政策にあらためて目を向け、1970年代に進行した石炭企業の再編と産業政策との関係を明らかにすることにある。

2. 石炭産業の再編論議——植村構想の変容と第4次政策

第4次石炭政策をめぐる議論は、1967年10月半ばの大日本炭礦の解散決定によって始まった。同社は第3次石炭政策による再建整備会社の指定を受け、同年9月に最初の元利補給金（第一次肩代り）の交付を受けた矢先であったから、「石炭鉱業の抜本的安定対策」と銘打った石炭鉱業審議会答申にもとづいて1967年度から開始されたばかりの第3次政策の出鼻をくじくことになった。この大日本炭礦の破綻をきっかけに、石炭企業全体の財務状況の急速な悪化が注目され、石炭業界や労組から次々と石炭業界の再編論が打ち出されることになる。

まず、11月11日に開かれた衆議院石炭対策特別委員会における菅野通産大臣の石炭政策の見直しを示唆する答弁を受けて、同月13日には業界団体である石炭協会が「各社の利害を越え、国民経済的視野に立って、協働で石炭産業の今後の在り方を至急検討する」とする決議を行い、また18日には石炭鉱業は国営化によらず私企業体勢で再建するとした「石炭鉱業のあり方について」という方針を発表した³⁾。しかし、業界の再建策はまともならず、11月20日には石松住友石炭社長が大手16社統合案を発表、翌21日には倉田三井鉱山社長が共販会社設立案を、また22日には荻原北炭社長が全国一社案を発表するなど、主要大手企業の経営陣から矢継ぎ早に業界再編による打開案が提起されることになった。また、12月に入ると日本炭鉱労働組合（炭労）が中央国有化斗争委員会を組織して国有化斗争宣言を行い、一方で石炭協会はあらためて石炭生産の縮小と政府の裁量による不採算企業の整理を謳った「石炭鉱業再建の基本方向について」と題した方針を発表するなど、業界団体、企業、産別労組から石炭産業の企業体制のあり方をめぐる議論が百出することになったのである⁴⁾。

このような混乱の中で、1968年2月、石炭鉱業審議会会長の植村甲午郎は、石炭協会に対して石炭産業再建のための私案（いわゆる植村構想）を提示した。石炭鉱業は現状のままで推移すれば全面的な崩壊は必死であり、急激な崩壊による混乱を回避するためには計画的な閉山の仕組みを整える必要がある⁵⁾。そのためには原重油関税の範囲を財源の限度として石炭企業に累積した「異

2) 石炭政策史編纂委員会 [2002] は、植村の分離構想が形を変えて実現したことを指摘しているが、なぜ第4次政策を契機としてそのような企業行動が生じたのか、という点については説明していない（石炭政策史編纂委員会 [2002] p.230）。

3) 石炭政策史編纂委員会 [2002] pp.188-189、園田 [1970] p.179

4) 三井鉱山社員労組連合会「石炭政策をめぐる中央情勢について」（第50回三社連臨時大会経過報告書（その一））1969年2月（慶應義塾図書館日本石炭産業関連資料コレクション COAL@C@8005）。また、本文で言及したものほかに、1968年3月までに、民社党・全炭労の石炭鉱業管理委員会案、北海道石炭鉱業連合会会長の船橋要による全国3社案、日本石炭鉱業連合会会長木曾重義の石炭買取機関設置案などの意見が発表された。各案の比較については石炭政策史編纂委員会 [2002] p.197にまとめられている。

5) 石炭協会に提示された植村構想の全容は公表されていなかったが、石炭生産の政策目標を5000万トンから3000万トンに大幅縮小するという情報が外部に伝わったことも業界の強い反応を引き起こした一因であった（大同通信社 [1968] p.21）。

常債務」の処理を引き受け、同時に残存させる企業への対策費を追加する、というのがその基本的な考えであり、具体的な政策手段として提示されたのは以下のような内容であった。

- (1) 石炭企業はある時点で新旧勘定を分離し、石炭部門の資産を無償提供して第二会社を設立する。第二会社は炭鉱に対する現行対策、追加対策、閉山時の退職金見合い額の対策を受ける（石炭部門の分離）
- (2) 第二会社への資産提供分を限度として親会社の債務を政府が肩代りする（第二次肩代り）
- (3) 石炭業界、主要需要業界、金融機関および政府が出資する半官半民の第二会社管理機構を設立する。この管理機構は、全国的な石炭の生産と販売の集約・調整、閉山の実施、海外炭田開発、海外炭輸入取扱いを一元的に行う（管理機構の設立）
- (4) この再編成に参画するかどうかは石炭各社の自由とする。⁶⁾

以上のような植村構想の提示に対して、石炭協会は3月9日に管理機構を中心にして石炭産業の再編成を進めるという構想の大筋には賛成であると植村に回答し、(1)管理機構の運営が官僚統制に陥らないようにすること、(2)企業の運営については、極力、私企業の競争原理を活かすようにすること、(3)再編成に際しては、従業員、金融機関、その他債権者、株主に損害を与えないように善処すること、への配慮を要望した。⁷⁾ 植村構想はその内容が報じられて以来、様々な波紋を広げていたが、この石炭協会の回答によって業界としては植村構想について一応の統一見解を示した形になった。しかし実際には、とくに石炭部門の分離、統治機構の設立という植村構想の中核をなすアイデアについては、その後もさまざまな異論、反対論が唱えられることになる。

植村構想に対する主な反対意見は2つのタイプに分かれる。その第1は、石炭中心の経営を行ってきた企業、ないしはその労組によるものである。これらの企業は石炭部門が比較的安定している分、多角化にはそれほど力を入れてこなかった。このため、植村構想にしたがって石炭部門を分離した場合、残された本社の中核となる事業がないという問題を抱えていた。

たとえば、植村構想に反対の立場をとっていた三井鉱山は、3月に分離なしの第三機関設置案を発表している。三井案は、生産規模の策定、スクラップの推進、鉱区調整や配炭・価格の調整、財源確保と配分、融資、輸入炭の調整、海外開発の推進などの機能を公的な第三者機関に集約し、石炭企業は機関に鉱業権と施設を無償提供するとしたものの、使用権、利用権は石炭企業に残す、つまり石炭生産と販売についてはあくまで私企業である既存の石炭企業が行うという構想であった。⁸⁾

同社の職員組合である三井鉱山社員労組連合会も、植村構想は「撤退策であるかのような姿勢」

6) 石炭政策史編纂委員会 [2002] pp.201-203, 園田 [1970] pp.187-189, 大同通信社 [1968] pp.128-129。
なお、この構想は、前石炭協会事務局長の阿部陽一（当時麻生産業顧問）の発想によるものとも伝えられた（前掲、三井鉱山社員労組連合会「石炭政策をめぐる中央情勢について」）。

7) 「巻頭言 流動的な石炭情勢」日本石炭協会『石炭時報』372号、1968年3月、p.2

8) 大同通信社 [1968] pp.131-132

であり、かえって石炭企業の「多角化の道を鎖ぎす」ものであると批判した。彼らによれば「石炭会社（特に専業会社）にとって石炭に関する事業こそなんといってもその会社が生成して行く母体であって今これを他に連れ去られる（新旧分離する）ことは、現存の企業に大きな空洞が生じることを意味するのではないか。人員問題をかかえている職員組合にとって多角化の道がとぎされるか否かは重大な関心事である」と植村構想に真っ向から反対を唱えた。多角化部門の十分な発展がみられない三井鉱山において、おもに管理部門を担う職員から構成される職員組合は、石炭部門が分離されれば自分たちの雇用が確保される保証はない、という危機感を持っていたのである。

同じような反対意見は他の企業にもみられた。太平洋炭鉱、松島炭鉱とともに石炭中心で比較的業績が安定していた企業であるが、この2社はともに植村構想に対して難色を示したと報じられていた。実際、植村構想に対する太平洋炭鉱の見解は「植村案は、スクラップ山にはつごうの良い案ですが、当社のようにビルド鉱として前向きに進もうとするところには、非常に厳しい制約がある案」¹⁰⁾、「当社は植村分離案に反対してきました。石炭経営の自主性が阻害され、根本的には石炭総撤退の思想の上に組み立てられていることが、当社の考え方と大きな開きがあった」¹¹⁾というものであった。

1968年4月の社内報において、太平洋炭鉱常務（同年社長に就任）の藤森は、分離が行なわれた場合の問題点として、(1)第二会社に移す資産の譲渡は簿価が想定されているが、順調に減価償却を進めてきた太平洋炭鉱の資産価値は低く評価され、「正直者がバカをみる」ことになりかねない、(2)太平洋炭鉱は石炭業界唯一の有配会社であるが、分離によって株主に対する配当を行なうことができなくなり、債権者にも迷惑をかける、(3)石炭部門を分離した場合、残った親会社には関連各社に対して債務保証をするだけの力が残らない可能性が高く、多角化部門の資金調達が困難になる、という諸点を指摘していた。これらの問題に対処するため、もし太平洋炭鉱の主力製品である暖房炭を管理機構の共販制から除外するのであれば植村構想を受け入れる余地はあるが、そもそも自立経営が可能な会社は親会社と第二会社に分離する必要はない、というのが太平洋炭鉱の基本的な態度であった。¹²⁾もし利益が見込める炭種を共販から除くことを認めれば、管理機構は非採算の石炭のみを扱うことになるのは必然である。利益は各企業に帰属し、赤字のみを管理機構が受け入れるというのは、植村構想からみれば明らかに受け入れ難い意見であろう。太平洋案は、事実上、植村構想を拒否するものであったといえる。石炭を主力とする企業の経営者、そして管理部門に属する職員は、いずれも石炭部門分離後における親会社経営に大きな不安を感じ、植村構想に反対していたのである。

また、植村構想に対する不安は石炭部門に属する労働者にも別の形で存在していた。前述のと

9) 三社連石炭専門委員会「石炭政策に関する我々の方針—植村構想との関連において」1968年3月 (COAL@C@7717)

10) 園田 [1970] p.191, 大同通信社 [1968] p.129

11) 「藤森社長が来山」『太平洋』351号, 1968年6月1日 (COAL@F@73@1)

12) 「新石炭政策と当社 本社古館管理部長にきく」『太平洋』363号, 1969年1月1日 (COAL@F@73@1)

13) 「自立経営の保持を要請」『太平洋』348号, 1968年4月21日 (COAL@F@73@1)

おり、炭労は1967年12月に石炭国有化を打ち出していたが、植村構想をめぐる議論が繰り返される中、68年3月には炭労を支持組織とする社会党が石炭国有化法案、日本石炭公社法案を衆議院に提出した。炭労の国有化案も、石炭産業の問題はもはや通常の私企業体制では解決が困難である、という認識においては植村構想と共通する要素があった。しかし、植村構想の場合は計画的な閉山の仕組みを作ることが目的の一つであったのに対し、炭労の国有化案では、あくまで現状の炭鉱を維持することが前提であり、国有化によって保安や労働条件を改善し、雇用を確保するという点に重点がおかれていた¹⁴⁾。植村構想が赤字炭鉱の閉山促進につながる危険性ははらむ以上、炭鉱経営の統合によって管理・生産・販売での能率向上を図るという発想では共通する部分があったとしても、両者の立場は決定的に相反するものであった。

植村構想に対する第二のタイプの反対論は財政負担を懸念する意見であった。4月2日に椎名通産大臣が石炭鉱業審議会に今後の石炭政策のあり方を諮問したが、6月3日に発足した同審議会の政策小委員会における議論では、財政負担の重さ、非競争性から国有化案、全国一社案が退けられた。また、植村構想の管理機構案についても同じように国有化的性格を持つものとして排除する方向で議論が進んだ。そして7月11日にまとまった小委員会の方針では、第二会社は一定の期間内に所定の要件にしたがって統合することを前提とするものの、第二会社を管理する特別の機関は設置せず、既設の事業団等の活用によることとなり、事実上、植村構想に盛り込まれていた管理機構¹⁵⁾の設立は見送られる方向になったのである。

管理機構設立案が消滅した後、議論の争点となったのは、植村構想のもう一つの柱であった石炭部門の分離の可否、そして第2次肩代りの具体的な対象・方法であったが、ここでも財政的な負担を懸念した大蔵・通産両省と植村の間で交渉が繰り返されることになった。植村構想における肩代り案は、単に累積債務の政府肩代りによって債務を圧縮するだけではなく、分離案との組み合わせによって、政府が債務を肩代りするかわりに第二会社に提供された資産に設定されている金融機関の担保を解除し、新たな融資の道筋を開くという重要な狙いがあった¹⁶⁾。当時の石炭企業が抱えていたもっとも困難な問題は労働力不足と資金繰りの悪化であり、新規融資の可能性を開くことは第二会社の経営継続を考える上できわめて重要な意味を持っていたのである。

金融機関としては、閉山・倒産などによる貸し倒れが発生するリスクがあるため、当然何らかの債権の保全措置が講じられない限り担保を解除することはできない。このため、第3次政策においては、肩代り対象企業が石炭生産事業を廃止した場合には、肩代り契約を解除する代わりに、金融機関が抵当権を行使した後に未回収の債権についてはその2分の1を政府が補償するというようになっていた。これをさらに全額補償まで拡大するというのが植村のプランであった。しかし、財政的な負担を懸念した大蔵省・通産省はこの案に反対し、両者の折衝の末、12月10日に、分離は前提とせず、政策資金の石炭事業外への流出を防ぐために石炭部門と兼業部門の経理を区分し、また再融資の約束を金融機関からとりつけてきたものに限り政府が全額債務保証する、と

14) 「国有化春闘方針案」日本炭鉱労働組合『炭労新聞』847号、1968年1月26日（COAL@C@3464）

15) 前掲、三井鉱山社員労働組合連合会「石炭政策をめぐる中央情勢について」

16) 園田 [1970] pp.197-198

表1 第4次石炭政策の概要

政策目的	政策手段	第4次政策	第3次政策
(A) 累積債務の整理	再建交付金 (第2次肩代り)	赤字会社以外も対象 長期負債, 経過金融債務, 労働債務(未払賃金・退職 金・社内預金), 鉱害事業団 借入金の元本と利子が対象	(元利補給金: 第1次肩代り) 赤字会社のみを対象 金融債務(長期負債)の元 本が対象
	損失補償特例	全額補償 (担保権の解除が条件)	抵当権行使後の未回収分の 2分の1を政府補償
(B) 石炭生産の継続 援助	安定補給金	全企業を対象 トン当たり交付金額の増額 炭種, 大手・中小によって 単価のランク付け	中小炭鉱と再建会社が対象
	石炭合理化事業団融資	融資枠の拡大 整備資金については無利子 とする	有利子
(C) 閉山による影響 の軽減	閉山交付金	トン当たり交付金額を平均 3300円に増額	トン当たり平均交付金額 2400円
	特別閉山交付金	(新設) 企業ぐるみ閉山対象 1969, 70年度の2年間のみ	なし

(資料) 三井鉱山社員労組連合会「石炭政策をめぐる中央情勢について」(第50回三社連臨時大会経過報告書(その一)) 1969年2月(COAL@C@8005), 石炭政策史編纂委員会 [2002] pp.218-225

石炭鉱業審議会「石炭対策について(第4次答申)」1968年12月25日(石炭政策史編纂委員会 [2002] (資料編) pp.218-231)

大同通信社 [1969] pp.120-124

17) いう通産省の提示案を植村が了承し、審議会の答申原案が固まった。

もう一つの問題は、いわゆる肩代りの対象となる企業の範囲をどこまで広げるかという、いわゆる「入口整理」問題であった。通産省は、企業ぐるみ閉山が明白なものまで肩代りを行うことは過保護であり、事前に再建計画を審査して入口で整理すべきという意見であった。これに対し、植村は入口整理で漏れた企業は金融・資材調達が困難となり、労働者の離散などによってただちに閉山に追い込まれ、なだれ閉山を引き起こすリスクが大きいと反論したという。この問題については、結局通産省側が譲歩し、企業ぐるみ閉山に対して従来よりも手厚く助成する特別閉山交付金を申請する場合以外は、第2次肩代りを利用可能にするという案でまとまることになった。¹⁸⁾

最終的に、1968年12月25日、石炭鉱業審議会は大平通産大臣に答申を行い、この答申を受けて翌69年1月10日に第4次政策が閣議決定された。紆余曲折を経て成立した第4次石炭政策で採用されることになった政策手段の骨子をまとめれば表1のとおりである。

17) 園田 [1970] pp.198-201, 大同通信社 [1969] p.19, 石炭鉱業審議会「石炭対策について(第4次答申)」(第3の1(1), 各論第1の(4), (5)) 1968年12月25日, 石炭政策史編纂委員会 [2002] (資料編) pp.221,225

18) 園田 [1970] pp.201-203

第3次政策との比較で見れば、第4次政策では、企業ぐるみ閉山を対象とする特別閉山交付金¹⁹⁾が新設されたことが目新しい。しかし、その他については、ほぼ第3次を踏襲した手段が用いられている。助成・融資の対象は拡大され、また支給単価も増額されているから、石炭産業に対する政策的な援助は第3次と比較すれば総じてかなり手厚くなったといえるだろう。しかし、植村構想の中核であった石炭部門分離、管理機構設立というプランには実際の政策から姿を消すことになったのである。

3. 政策は石炭分離のインセンティブを与えたか？

第4次政策の実施直後から石炭業界では急速な企業再編の動きがみられた。1969年には明治鉱業、麻生産業、杵島炭礦、1970年には雄別炭礦が企業ぐるみ閉山を選択し、特別交付金の支給を受けることになった。また、中小炭鉱でも閉山申請が相次ぎ、70年には古河鉱業、宇部興産の兼業2社も石炭業から撤退することになった。

前節でみたように、第4次政策では閉山交付金の単価が引き上げられ、また特別閉山交付金²⁰⁾が新設されて企業ぐるみ閉山に対する手厚い助成が与えられた。しかも特別閉山交付金は2年度に限っての措置であったから、事業継続と会社解散の間で揺らぐ企業に対しては、会社解散に踏み切ることに対してより強い政策的なインセンティブ²¹⁾が与えられていた。1969年に解散した3社においては、当初、労組や地元から解散に対する強い反対論が唱えられたが、第4次政策の具体案が明らかになると反対運動は退職金などの条件闘争に転換し、結果的には円滑に会社解散が行われたという。第4次政策実施直後における企業ぐるみ閉山の続発は、このような政策によるインセンティブが強く働いた結果だと考えられる。

業界再編のもう一つの大きな動きは、1970年から大手企業において石炭生産部門の分離が進んだことである。この動きに先行したのは1969年の三菱鉱業であった。当時の新聞報道によれば、三菱鉱業が分離を行った理由は、(1)第4次政策によって石炭と非石炭部門の区分經理の必要性が生じたこと、(2)自社産出石炭販売比率が37%であり、残りは兼業部門であること、(3)石炭生産部門分離後の三菱鉱業は「石炭会社というイメージが完全に消えて銀行からの融資も受けやすくなり、兼業部門の今後の発展に役立つ」という点にあった²⁰⁾。しかし「ほかの石炭会社は、石炭部門への依存度が高いため、すぐに切り離すと自立してゆく見込みがない。だから三菱鉱業の措置が連鎖的に広がることはあるまい、とみられている²¹⁾」というのが当時における大方の予想であった。

業界再編論が繰り広げられる直前の大手各社の部門別売上高の構成を表2に示したが、新聞報道のとおり、三菱鉱業は石炭業界にあって例外的に自社炭の売上比率が低い企業であった。この

19) 大同通信社 [1969] pp.124-125

20) 『北海道タイムス』1969年5月15日 (COAL@C@8638)

21) 『朝日新聞』1969年5月15日 (COAL@C@8638)。また、同年5月16日付日経新聞にも同趣旨の記事が掲載されている。

表2 大手石炭企業の営業状況(1967年上期)

	三井	三菱	北炭	貝島	明治	住友	日炭	雄別	麻生	常磐	太平洋	松島	日鉄	古河	宇部
1. 製品															
石炭	16760	8639	10985	961	2409	8724	2793	3389	1063	4884	4576	3109	2150	2412	4039
(売上構成比)	69.5%	46.0%	61.5%	29.2%	56.2%	65.4%	100.1%	81.6%	56.5%	100.0%	97.1%	100.0%	21.3%	15.7%	8.5%
コークス		82	393												
その他		167	38	16									6830	11684	43535
計	16760	8888	11416	961	2425	8724	2793	3389	1063	4884	4576	3109	8980	14096	47574
2. 商品															
購入炭	3518	4401	4669	2100	793	1384		713	230		135		1136	1231	
(売上構成比)	14.6%	23.4%	26.1%	63.9%	18.5%	10.4%	0.0%	17.2%	12.2%	0.0%	2.9%	0.0%	11.2%	8.0%	0.0%
石油	2230	3278	1509	225	1070	2670			172						
その他	1609	1809	263			562		30							
計	7357	9488	6441	2325	1863	4616	0	743	402	0	135	0	1136	1231	0
3. その他		406													
合計	24117	18782	17857	3286	4288	13340	2789	4153	1883	4884	4711	3109	10116	15327	47574
自社炭・購入炭売上構成比	84.1%	69.4%	87.7%	93.2%	74.7%	75.8%	100.1%	98.8%	68.7%	100.0%	100.0%	100.0%	32.5%	23.8%	8.5%

(出所) 三社連石炭政策専門委員会「六、石炭鉱業の財務等に関する資料(2)」三井鉱山社員労働組合連合会、1968年3月。COAL@C@7691

表3 1970年代における主要石炭企業の石炭生産部門分離と企業再編

三菱鉱業	1969年 石炭生産部門を三菱大夕張炭礦(株)、三菱高島炭礦(株)に分離。 1971年 三菱大夕張炭鉱が美唄炭鉱(1965年に三菱鉱業から分離)を吸収。 1973年 三菱セメントが豊国セメントと合併し、三菱鉱業セメントとなる。 三菱大夕張炭鉱が三菱高島炭鉱を合併し三菱石炭鉱業となる。
三井鉱山	1972年 有明炭鉱分離。 1973年 石炭生産部門を三井石炭鉱業として分離。三井三池港務所を合併。三井鉱山は石炭・石油・セメントを販売。 1976年 三井セメントを合併。
住友石炭鉱業	1969年 泉石油(子会社)に石油・冷暖房機器販売の営業権を譲渡、住石興産に社名変更。さらに泉観光開発、泉興業を吸収。住友石炭は石炭生産・販売に特化(逆分離)。 1979年 赤平炭鉱を分離、住石興産等を吸収合併。
北海道炭礦汽船	1971年 58年に設立した北炭観光開発を三井観光開発に社名変更。増資を続けて北炭の持株比率を減らす。 1978年 石炭生産部門を夕張炭鉱、真谷地炭鉱、幌内炭鉱の3社に分離。
太平洋炭鉱	1970年 石炭生産部門を分離(太平洋炭鉱)、太平洋興発と太平洋埠頭を吸収合併し太平洋興発と社名変更。
松島炭鉱	1969年 松島第一商事を設立して兼業部門子会社を集約。 1974年 松島第一商事を吸収合併して松島興産に社名変更、石炭生産部門を分離して子会社「松島炭鉱」とする。
常磐炭鉱	1970年 子会社である常磐湯本温泉観光を合併、社名を常磐興産に変更。石炭生産部門を分離して子会社「常磐炭鉱」とする。

(注) 古川(68年)、日鉄(70年)、宇部(70年)はそれぞれ括弧内の年に分離・閉山。

(出所) 小林真之「戦後における北海道炭礦汽船株式会社の資本蓄積」『開発論集』33号、1984年1月。

いわき市史編さん委員会編『いわき市史・別巻 常磐炭鉱史』いわき市、1989年。

矢田俊文「『エネルギー革命期』における石炭企業の動向」『ビジネスレビュー』26巻2号、1978年9月。

関口秀子『六大企業集団系譜図集』雄松堂出版、2002年。

ため、三菱鉱業はたとえ石炭生産部門を分離したとしても、兼業部門で経営を継続することが十分可能であった。これに対して、他の企業は自社産出炭の売上構成比が高く、石炭生産を分離した場合には本社部門に残された人員を抱えて経営を存続することは難しいと考えられていたのである。しかし、表3に示したように、この予想を裏切って70年代初頭には他の大手企業においても石炭部門の分離を進める動きが活発化することになった。

そもそも植村構想では石炭部門の分離を前提とする債務肩代り案が提示されていたものの、分離構想は政策形成の過程で脱落し、実際の第4次政策では直接的に石炭・非石炭の分離を促す政策は採用されなかった。にもかかわらず、第4次政策以降、大手石炭企業の石炭生産部門分離が進んだのはなぜであろうか。

一つの可能性は、上述の三菱のケースに関する当時の新聞報道でも指摘されているように、第4次政策の実施にともなって導入された「区分経理」が石炭生産部門の分離を促した、という解釈である。この点については、矢田[1978]も、旧財閥系を中心とする大手石炭企業は政策金融

表4 大手石炭企業の貸借対照表

単位：100万円

	1961年下期	1967年上期	増加率
流動資産	122,827	170,589	38.9%
当座資産	91,836	126,677	37.9%
棚卸資産	18,306	33,333	82.1%
その他流動資産	12,685	10,574	-16.6%
固定資産	158,903	259,360	63.2%
有形固定資産	147,766	248,645	68.3%
無形固定資産	11,137	10,715	-3.8%
投資	40,574	123,010	203.2%
繰延資産	6,468	13,862	114.3%
合計	328,790	566,820	72.4%
流動負債	124,264	223,414	79.8%
短期負債	117,660	220,981	87.8%
その他流動負債	6,604	2,433	-63.2%
固定負債	120,219	268,434	123.3%
社債	15,307	15,513	1.3%
長期借入金	84,525	229,265	171.2%
引当金他	20,387	23,656	16.0%
資本	84,307	74,972	-11.1%
合計	328,790	566,820	72.4%

(注) 1961年は大手18社、67年は大手16社

(出所) 総評政策委員会地下産業部会「石炭産業の現状分析（附属資料）」
年次不詳『石炭政策関係資料』COAL@C@5917、第Ⅲ-5表

機関からの長期借入を兼業部門への投資に回し、最終的には借入金の財政資金による肩代りと石炭勘定分離の要請を契機に石炭部門を切り離し、兼業部門への乗り換えを図ったという点を強調している。

第3次石炭政策までの時期においては、実際に金融機関からの融資などを用いて多角化事業を行なう子会社に再融資する、ないしは株式を取得するという方法が広く採用されていた。表4には1961年と67年の大手石炭企業の貸借対照表を示したが、この表によれば、石炭企業の固定負債部門、とくに長期借入金の増加が顕著であったことに加えて、投資の大幅な増加が目につく。投資勘定の大部分は関係会社の株式保有と貸付金によって占められていることから、石炭企業は多額の債務を背負いながら、他方で関係会社への資金供給を積極的に行っていたことをうかがうことができる。総評の分析によれば、1960年代後半において、住友石炭、北炭を除く大手石炭企業の社外投資・融資のうち、炭鉱子会社、関連炭鉱への融資は30%程度かそれ以下であり、残りは関連事業投資などに²²⁾あてられていた。このような資金の運用は政策の趣旨に反するという批判を

22) 総評政策委員会地下産業部会「石炭産業の現状分析（附属資料）」年次不詳（『石炭政策関係資料』COAL@C@5917）

受け、第4次政策において区分経理という制度が導入されることになったのである。

第3次政策においても、すでに助成や肩代りを受ける企業に対して利益処分や投融資についての監視・規制を行なう制度が導入されていたが、第4次政策では肩代りの範囲が赤字会社以外にも広げられ、安定補給金についても大手企業が受給可能な制度となった。投融資の監視・規制と経理区分によって、大手石炭企業のすべてが厳しい経理規制の対象となったのである。このため、政策資金を流用した兼業投資はほぼ完全に不可能となり、経営多角化を進める企業にとっては石炭部門を保持しておくことで得られるメリットは大きく減少したと考えられる²³⁾。しかし、複数の大手企業、とくに経営多角化の遅れから植村構想による分離案に反対していたとされる太平洋、三井、松島といった企業までもが、実施のタイミングは異なるとはいえ、第4次政策以降、最終的には分離を選択した理由を区分経理の導入だけに求めることはできないであろう。

太平洋炭鉱の「区分経理」さえしつかりすれば、第二会社を作る必要はない」という見解からも分かるように、植村構想をめぐる議論^マの過程では、区分経理の導入と石炭部門の分離はまったく異質のものと受け止められていた²⁵⁾。たしかに、区分経理の導入は、部門ごとの費用と利益の発生状況を明らかにし、また保有する資産・負債を仕分けするという意味で、分離の前提を整える効果はあったと考えられる。しかし、従来の会社形態のままでも各種の政策手段による財政支援を享受することは可能であった。第3次と同様、第4次政策で採用された具体的な政策手段には、少なくとも表面的には石炭部門の分離が有利に働くようなインセンティブは組み込まれていなかったのである。三菱鉱業のような多角化が進んだ企業にとっては、区分経理や兼業投資に対する批判の高まりや行政による監視・規制の強化をきっかけとして石炭部門を分離することは合理的な行動であったかもしれない。しかし、植村構想の分離案に反対の立場をとっていた企業までもが区分経理の導入によって分離に踏み切ったと考えるのは説得的な説明とはいえないだろう。

また、石炭部門の分離が、鉱山を「切り離して」兼業部門に「乗り換える」と受け止められるとすれば、当然「切り離される」側の反発や抵抗をもたらす可能性が高い。経営側としては、その反発や抵抗のコストを勘案して分離の可否を判断することが必要になる。しかし、管見の限りでは、70年代に分離を行なった各企業において、分離をめぐる強力な抵抗が行なわれた形跡はみられない。このことから、石炭分離には少なくとも各企業の労組が積極的に賛成しないまでも、十分妥協可能な何らかの理由が存在していたと考えられる。

これらの点について考える上で重要だと思われるのは、経理面の規制と特別損失補償制度によ

23) 石炭鉱業再建整備臨時措置法(1967年7月5日施行)第12条によって、政府の肩代りを受けた企業は利益処分について通産大臣の許可が必要となり、社外投融資、資産の処分についても事前に届出を行う必要があった。また、第4次政策においては、安定補給金の支給のみを受ける企業についても石炭鉱業経理規制臨時措置法改正(1969年5月12日)によって同様の経理規制を受け、また石炭鉱業安定補給金交付規則によって、補給金を受けた日以後2年以内は10%を超える配当を禁じられた(三井鉱山社員労働組合連合会「第61回国会成立石炭関係法等の解説 石炭対策の諸法規は如何に改正されたか」1969年5月、COAL@C@8006)。

24) 区分経理の実際の運用実態は明らかでないが、石炭企業を管理部門、石炭事業部門、その他事業部門に分け、それぞれに貸借対照表、損益計算書が作成されたとみられる(日本石炭協会北海道支部「在札税務連絡協議会議事録」1970年2月26日『日本石炭協会 自昭和45年 至昭和46年』COAL@C@8229)。

25) 前掲、「自立経営の保持を要請」『太平洋』348号

って意図された「担保抜き」との関係である。すでにみたように、第4次で拡充された特別損失補償制度は、石炭企業の資産に設定された金融機関の担保を解除し、新たな融資を引き出すことに主な目的があった。²⁶⁾しかし、たとえこの制度が有効に機能して石炭企業が金融機関からの新たな融資を獲得することが可能であったとしても、区分経理と投融資規制のもとでは、獲得した資金を兼業投資に振り向けることは不可能である。石炭企業にとっては、政策資金を流用して兼業投資を行なうというメリットを失うばかりではなく、石炭部門を社内に抱えている限り、金融機関から新たに獲得した融資を兼業部門に活かすことができないことになる。

さらに、石炭部門を抱えておくことで発生するデメリットとしては、三菱鉱業の大槻社長が石炭部門の分離を考えた理由の一つとして「政府から補助をもらっている以上は配当制限を受ける、具体的に申し上げますとこれから先15年間というものは、炭鉱会社は株主配当をどんなに儲かってもできない²⁷⁾」と述べているように、政府による肩代りを受ける企業は利益処分の規制によって株主配当が困難となる、という点があった。兼業部門で利益を計上する可能性がある企業にとって、石炭生産部門を抱え続けることは、株主配当を行なうことによってもたらされる株価の上昇や金融機関からの新たな融資の可能性を失うことを意味したのである。

一方、石炭部門は、第4次政策の肩代りによって累積債務を大幅に圧縮することが可能であった。たとえば、第4次政策ではじめて再建交付金を受けることになった太平洋、松島の両社は、その借入金の大半を再建交付金によって圧縮可能とみられていた。²⁸⁾これに加えて、炭鉱関連の資産を分離する石炭会社に移し、特別損失補償によってこれらの資産の担保抜きが実現すれば、分離後の石炭会社はふたたび保有資産を担保として金融機関からの追加的な融資を獲得できる可能性が生まれることになる。また、石炭生産に応じた安定補給金、石炭合理化事業団による設備投資資金の無利子融資など、石炭政策の恩恵はすべて石炭部門が享受することになり、資産と負債の振り分けが適切に行なわれる限り、石炭専業会社として分離されることへの抵抗感は大幅に軽減されたと考えられる。そして、石炭部門分離後の親会社にとっても、上述のような理由から、担保が設定された炭鉱関連の資産を石炭会社に移すことで新たに発生するデメリットはなかった。

4. 転進と延命——太平洋炭鉱のケース

前節での議論をふまえ、太平洋炭鉱を事例として、分離をめぐる経営側・労働側の交渉経緯をみていくことにする。すでに述べたように、太平洋炭鉱はもともと植村構想における分離案には

26) 担保抜きについては、第4次政策の実施に当たって政策当局も強く意識していた。たとえば、大平通産大臣は、国会での石炭鉱業合理化臨時措置法改正案の趣旨説明に際して「このほか、再建交付金制度の一環として、いわゆる担保抜きを行なうことにより石炭企業の資金調達を容易にすることを目的として、特別の損失補償を行なうことができることといたしております」と述べている（第61回国会衆議院石炭対策特別委員会、1969年3月19日、国会会議録データベース（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）による）。

27) 三菱鉱業株式会社『本店ニュース』号外、1969年10月1日『三菱鉱業 本店ニュース74-100号』COAL@E@22@3

28) 大同通信社 [1969] p.123

反対の立場をとっていた企業であったが、第4次石炭政策実施2年度目の1970年に石炭分離を行った。

太平洋炭鉱の藤森社長は1970年春に社員に行なった訓示のなかで「石炭企業を永続することは非常に困難であり、やはり命脈のつきるときはかならず到来する」と明言した上で、以下のような考えを明らかにしている。

雄別のごとくひん死の状態において閉山することは絶対に避けなければならない。同じ閉山するなら、健康体のうちに、しかも十分計画された転進体制の中で、整々と閉山したいというのが念願である。しかしそのためには、石炭は延命しなければならない。転進の体制ができるまで、石炭は延命していなければならないのである。そういう意味において、転進と延命とは決して、二者択一の問題ではない。延命の努力のなかで、転進を実現するのであり、転進と延命は平行しなければならない²⁹⁾。

藤森社長はまた「石炭の延命とは、政府助成が終了する四十八年度の前に、炭鉱を再建することである」とも述べていることから明らかなように、「転進と延命」とは、政策によって炭鉱経営を立て直し、閉山までの時間を稼いで転進を図る、という方針であった。太平洋炭鉱と同じ年に石炭分離を決定した常磐炭鉱では、分離に関する労使調印の場で社長が「常磐炭鉱の全系列会社の将来は石炭とともにある³⁰⁾」と発言していた。これと対比すると、炭鉱の永続性を明確に否定する「転進と延命」論は石炭企業経営者の公的な発言としてはやや率直すぎるようにも思われるが、当時の石炭企業の状況を端的に伝えるものだともいえよう。

この後まもなく、太平洋炭鉱は労組に対して石炭部門の分離案を提示することになる。労組側の理解によれば、経営側が石炭分離を推進する理由は、(1)親会社の株主・銀行・顧客に対する信用を回復し、融資を受けやすくする、(2)負債を親会社が肩代りすることによって、石炭事業から累積債務を切り離す、(3)政府助成を石炭事業に注ぎ込める体制をつくり、関連事業との共倒れを防ぐ、という3点であった³¹⁾。

労組は炭鉱切捨てを警戒し、また炭鉱再建というよりも、むしろ「太平洋資本」の維持のために公的資金を受け入れることに反対する姿勢をみせたものの³²⁾、「炭鉱を永続させる方針にプラスになるのかマイナスになるのか、すなわち、このことによって閉山が早まったり、閉山につながるのをもっとも問題になる点であると判断」した上で、「炭鉱の分離そのものは閉山につながるものではない」として、最終的には分離の際の資産・負債の振り分け、資本金の増額などの条件

29) 「炭鉱再建と新事業開発 危機に対決する当社の基本」『太平洋』391号、昭和45年3月31日、COAL@F@73@2

30) いわき市史編さん委員会 [1989] p.787

31) 「炭鉱分離に対する態度」(「第二回定例幹事会」昭和45年6月20日)「太平洋炭鉱労組 幹事会資料 昭和45年5月11日～10月16日」COAL@C@3467

32) 同上

交渉のみで受け入れを決定した。³³⁾ 労組は「ヤマを守る」ことを基本姿勢としていたから、その点では多角化による「転進」を重視する経営側とは必ずしも同じ立場には立っていなかったと考えられる。しかし、経営側ほど露骨ではなかったものの、政策依存で炭鉱の「延命」を図るといふ点では経営側・組合側双方の利害は一致していた。前節の議論との関連でいえば、企業の経営者、労組、それぞれの立場から第4次政策を合理的に利用しようとする意思決定が太平洋炭鉱の石炭分離実現に結びついたと考えられる。

また、太平洋炭鉱労組から提出された指示申請に対する炭労からの回答書は、石炭部門の分離は「資本のひきあげ、事実上の炭鉱の放棄ということで、カスだけを炭鉱にのこすという考え方が存在するとみるべき」と警告する一方で、「問題は分離そのものにあるのではなくて、どんな条件で分離が行なわれるかということにある」ので、「可能なかぎりの資産を炭鉱部門にのこすべきである」と回答している。³⁴⁾ 炭鉱の延命をはかるために有利な条件が提示されるのであれば、経営側の分離提案に対して強硬な反対はしない、というのが産別労組としての基本的な態度であった。

炭労の回答書は「政府・独占が、国内原料炭の重視の政策をとろうとするかぎり、政策助成の内容変化はあるとしても、48年でうち切るとは不可能だと考えられる。なぜなら、48年度に政策助成がうち切られた場合に、大部分の原料炭産出のヤマがつぶれることになるのは明白だからである」とも述べている。一般炭炭鉱である太平洋に向けた回答書において原料炭重視の政策について語るのは一見すると不可解ではある。しかし、原料炭炭鉱のみを選択的に保護することは業界・労働組合双方の同意が得られず、また急速な閉山の進行による社会的な混乱を避けるためにも、政府は一般炭炭鉱を含む石炭産業全体に対する助成を継続せざるを得ないであろう、というのが炭労の見通しであったと考えられる。そして政策による支援が長期にわたって継続するであろうという期待は、労組側にとって分離案をより受け入れやすくする重要な要因となった可能性が高い。

5. おわりに

第4次政策では、植村構想の柱であった管理機関の設立は実現せず、また石炭部門の分離を直接に促す政策手段も採用されなかった。「石炭分離」は政策の表面からは姿を消し、植村構想は、全国一社論、国有化論、共販会社論など、他の石炭産業の体制をめぐる議論と同様に実を結ばずに終わったのである。第4次政策で採用された政策手段は、企業ぐるみ閉山への特別な措置が新たに採用されたことを除けば、助成の対象範囲や単価の上昇はみられたものの、基本的には第3次で採用された手法を踏襲したものであった。しかし、区分経理を中心とする経理面の規制強化

33) 「経協交渉の最終的な考え方」(「第六回臨時幹事会」昭和45年7月25日)、「協定書」「議事確認」(「第八回臨時幹事会」昭和45年9月26日)「太平洋炭鉱労組 幹事会資料 昭和45年5月11日～10月16日」COAL@C@3467

34) 炭労第33回中央斗争委員会「太平洋炭鉱株式会社の経営方針にたいする炭労中央斗争委員会の考え方」昭和45年4月30日「太平洋炭鉱労組 幹事会資料 昭和45年5月11日～10月16日」COAL@C@3467

と特別損失補償制度の拡充による「担保抜き」への期待が組み合わされることによって、石炭部門の分離が兼業部門の育成に有利に働き、また石炭部門にとっても分離による大きなデメリットが発生しないような状況が生まれることになった。つまり、区分経理と特別損失補償制度が相互に補完的な機能を持つことにより、石炭企業の石炭部門分離を促す役割を果たしたと考えられる。

このような補完性が、植村、あるいは通産省などの政策担当者によって意図的に組み込まれた可能性も完全には排除できない。しかし、第4次政策は、植村構想が多様な主体による利害対立の影響を受け、大きく変容することによって生み出されたものであった。したがって、政策当局が石炭分離を政策の表舞台から隠した上で巧みな制度設計を行い、石炭企業を分離に誘導したという推測はやや無理があるだろう。第4次政策は石炭企業の再編成に強い影響を与えたが、それはかなりの部分、意図せざる結果であったように見える。

植村構想から第4次石炭政策策定までの経緯、石炭企業経営者や労組の反応とその変化のプロセスは、戦後の石炭政策が単独の政策立案者の意図によって形成されたものではないということはもちろん、政策がもたらした結果は、当初の目的の範囲を超え、政策に対して可能な限り合理的に対応しようとする利害関係主体の相互作用によって決定されたことを示唆している。もちろん、それが石炭産業全体、あるいは経済全体から見て望ましい結果をもたらすという保障はない。第4次石炭政策においても、結果的には政策当局と企業が期待した民間金融機関からの新たな融資の獲得と炭鉱における生産性の向上は十分進まず、炭鉱の財政は改善しないまま第5次以降の追加的措置が必要となったのである。

なお、本稿ではごく一部の企業・労組についての観察にとどまり、各社の財務動向などをふまえた上での産業政策に対する企業毎の対応の違いについて議論することはできなかった。この点については今後の課題としたい。

[付記] 本稿は、第2回石炭コレクションワークショップ(2007年12月8日 於:箱根パレスホテル)での報告内容をまとめたものである。また、本稿の作成にあたっては、島西智輝氏(立教大学)から貴重なコメントを頂いた。記して感謝の意を表したい。

参 考 文 献

- 小林真之 [1984] 「戦後における北海道炭礦汽船株式会社の資本蓄積」『開発論集』33号, 1984年1月。
 石炭業界のあゆみ編纂委員会編 [2003] 『石炭業界のあゆみ(日本石炭協会の50年を中心にふりかえる)』財団法人石炭エネルギーセンター・石炭技術会, 2003年。
 石炭政策史編纂委員会編 [2002] 『石炭政策史』財団法人石炭エネルギーセンター。
 園田稔 [1970] 『戦後石炭史』セキツウ, 1970年。
 丁振聲 [2006] 「高度成長期の石炭産業調整政策——生産維持と雇用調整を中心に」『社会経済史学』72巻2号, 2006年7月。
 矢田俊文 [1975] 『戦後日本の石炭産業——その崩壊と資源の放棄』新評論, 1975年。
 矢田俊文 [1978] 「『エネルギー革命期』における石炭企業の動向」『ビジネスレビュー』26巻2号, 1978年9月。
 矢田俊文 [1995] 「石炭産業」産業学会編『戦後日本産業史』東洋経済新報社。
 太平洋炭鉱労働組合編 [1976] 『太平洋炭鉱労働組合三十年史』(COAL@D@371)。

いわき市史編さん委員会編 [1989] 『いわき市史・別巻 常磐炭田史』 いわき市。
大同通信社 [1968] 『石炭年鑑』 (1968年版) 大同通信社。
大同通信社 [1969] 『石炭年鑑』 (1969年版) 大同通信社。